

むつ都市計画用途地域の変更（むつ市決定）
都市計画用途地域を次のように変更する。（案）

種 類	面 積	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合	建築物の建築面積の敷地面積に対する割合	外壁の後退距離の限度	建築物の敷地面積の最低限度	建築物の高さの限度	その他及び備考
第一種低層住居専用地域	約 547ha	8/10 以下	5/10 以下	—	—	10m	
第一種中高層住居専用地域	約 223ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第二種中高層住居専用地域	約 21ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第一種住居地域	約 320ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
第二種住居地域	約 107ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
準住居地域	約 41ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
近隣商業地域	約 60ha	20/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
商業地域	約 36ha	40/10 以下	8/10 以下	—	—	—	
準工業地域	約 95ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
工業地域	約 31ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
工業専用地域	約 135ha	20/10 以下	6/10 以下	—	—	—	
合計	約 1,616ha						

「種類、位置及び区域は計画図表示のとおり」

理 由

商業地、工業地の住宅地化への土地利用転換、上位計画の方針及び住環境の保護を考慮して、適正な土地利用を図るために変更する。